第６８回近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会　三重大会運営業務委託
仕様書

本仕様書は、三重県教育委員会（以下「甲」という。）が実施する「第６８回近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会　三重大会運営業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、甲が契約する事業者（以下「乙」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにするものである。

１　委託業務名

第６８回近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会　三重大会運営業務委託

２　契約期間

契約締結日から令和９年３月５日（金）まで

３　業務委託の趣旨

当該業務に係る大会は、近畿・東海・北陸地区の民俗芸能について活動を行っている人々に発表の機会を提供し、継承意欲の維持向上を図るとともに、来場者に対しては民俗芸能の理解と認識を深める場を設け、国民共有の文化的財産として無形民俗文化財の継承と振興への興味関心を高めてもらうことを目的に開催するものである。そのためには、出演団体と協働して、民俗芸能について周知するためのイベントを効果的に実施し、映像記録等の撮影及び作成を行うことが重要であり、専門性に特化したノウハウが求められる。

民俗芸能大会の概要は以下のとおり。　（日程の詳細は別紙２参照）

名　　称：第６８回近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会　三重大会
実 施 日：令和８年１１月１日（日）
　　開場　１２時００分
　　開演　１２時３０分
　　終演　１６時３０分　　（各時間は予定です。）
　　（前日および当日午前中にリハーサルあり）
場　　所：柿安シティホール（桑名市民会館）大ホール
　　三重県桑名市中央町３丁目２０
　　大ホール収容人数　１，３８８人
出演団体：県内３団体、県外５団体、計８団体
　　出演者　約１６０名（予定）
　　１団体の演技は２０分～３０分。

４　業務概要

（１）大会運営業務

本大会の会場設営及び大会進行に必要な運営業務全般を行う。

（２）大会記録業務

大会の概要を記録保存するために､演舞の様子等を映像や写真で記録する。

（３）広報業務

来場者数１，０００人以上を目標とし、効果的な周知・広報を行う。

（４）印刷物作成発送業務

ポスターやチラシ、大会解説書、大会記録集等の作成及び発送を行う。

５　業務の内容

本大会は、出演者の継承意欲の維持向上及び、来場者の民俗芸能への理解と認識を深め、無形民俗文化財（祭り）の担い手育成の一助となることを目的とし、その目的達成を前提とした企画の提案をすること。

（１）大会運営業務

①大会運営　総合プロデュース

・運営マニュアル及び進行台本の作成

出演団体から甲が聴取した出演団体調書・舞台関係調書等をもとに、運営マニュアル及び進行台本を作成すること。

②会場等設営、看板作成、設置等

・大ホールには舞台上にタイトル看板「第６８回近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会 三重大会」を吊るして設置すること。また、会場入口には催事案内として同タイトルで自立式の看板を設置すること。

③舞台運営

・舞台運営には監督・助監督各１名を置き、下記業務が適切に行えるように人員を配置すること。

〇舞台進行：出演団体が演技しやすいように進行すること。また、スムーズに舞台の転換を行い、予定された時間通りに進行するように管理すること。

〇舞台照明：セッティング及び操作

・柿安シティホールの機材使用料は甲にて負担する。

・柿安シティホールの機材を把握し、基本的にはそれを利用すること。

・出演団体の意向を把握し、必要な機材を使用すること。

〇音響：セッティング及び操作

・柿安シティホールの機材使用料は甲にて負担する。

・柿安シティホールの機材を把握し、基本的にはそれを利用すること。

・出演団体の意向を把握し、必要な機材を使用すること。
・音響調整卓（YAMAHA LS-9 32in 等）は乙が用意のこと。

〇舞台美術：出演プランに基づく大道具・小道具の製作及び設営等
・舞台関係調書をもとに出演団体が効果的に演舞できるように舞台美術を適切に設置すること。また、出演団体が調達及び運搬できない道具がある場合は協議の上準備すること。
・出演団体が用意する民俗芸能の映像等を効果的に舞台スクリーンに投影すること。

④大会当日は舞台に司会者、手話通訳を配置すること。控室には看護師を配置すること。

⑤出演団体対応
・出演者が本番の演技を行うまで、概ね下記の流れを予定する。
控室から舞台までスムーズに移動できるように誘導する人員を出演団体毎に配置すること。
〇控室　→　練習場（リハーサル室）　→　舞台（リハーサル）　→　集合記念写真撮影（１階ロビー）　→　舞台（本番）　→　控室
・出演者、出演者付添、関係者の弁当（お茶付き）の手配・配布
〇１名分１，３００円程度（税込）とし、３１０名分（予定）を手配すること。
・出演者１６０名及び出演者付添１００名、計２６０名分（予定）を経費に含む。
・大会実行委員会関係者約５０名分の弁当代は経費に含まないが、計画・発注・手配は行うこと。

⑥駐車場警備
・柿安シティホールを含む、５～６箇所程度の駐車場を予定している。
大会前日及び当日に出演団体の大型バスやトラック等が来場するため、安全に駐車場に誘導及び警備できるように人員を配置すること。

⑦その他
・非常時における連絡網の作成
乙のスタッフ全員の名簿及び非常時の連絡体制連絡網を作成し、甲に提出すること。

（２）大会記録業務

Ａ．映像記録業務

①撮影内容
・令和８年１１月１日（日）午後に実施される大会において、舞台演技等の

様子を撮影する（会場風景、開会式、感謝状贈呈式も含む）。

②撮影方法

・デジタルハイビジョン２００万画素以上のカメラ２台以上で撮影すること。

・必要な資機材は乙が用意すること。

・令和８年１０月３１日（土）、１１月１日（日）午前中のリハーサルにおいて、カメラリハーサル等を行うこと。

③編集

・本編集は事前に甲の承認を得た上で行うこと。

④成果品

・関係者配付用２００部及び実績報告用１部を作成すること。

・デジタルデータ（DVD ビデオおよび mp4 ファイル）を保護ケースに入れたもの。

・ジャケット・レーベルのデザイン・印刷を含む。

Ｂ．写真記録業務

①撮影内容

・令和８年１０月３１日（土）、１１月１日（日）午前中のリハーサルに立会い、適宜写真記録を行うこと。

・令和８年１１月１日（日）午後に実施される大会において、舞台演技等の本番の様子、来場者及び施設の様子を撮影すること。

・各出演団体の集合記念写真を撮影すること。撮影場所は１階ロビーを予定。

②撮影方法

・舞台演技と集合記念写真は撮影時間が重複するため、大会当日は２班以上の体制で撮影すること。

・必要な資機材（カメラ・ひな壇等）は乙が用意すること。

③成果品

・実績報告用に撮影写真のデジタルデータ一式（JPEG）を DVD により１部提出すること。

・出演団体の集合記念写真については、１団体につき１枚を４Ｌ判に印刷すること。（大会名・会場・日付の印字を含む。）

（３）広報業務

・来場者数１，０００人以上を目標とする。

・次世代を担う子どもをはじめ、幅広く集客できるよう、効果的な周知・広報を実施するとともに、事前申込の必要性を含めて検討・提案すること。

・各種広報媒体（SNS や WEB、市町の広報誌等）に広告を掲載するなど、集客を図る企画提案をすること。
・その他、集客のための工夫や自らが有するノウハウ等について、提案すること。
・今後の無形民俗文化財（祭り）の担い手育成につなげることを目的の一つとする。

（４）印刷物作成発送業務
①ポスター・チラシ・招待状・感謝状・大会解説書・大会記録集の作成。
・本編集は事前に甲の承認を得た上で行うこと。
②印刷物の種類　（規格や部数等の詳細は別紙３参照）
・ポスター・チラシ：大会広報用。
・招待状：関係者や来賓への招待状。
・感謝状：大会当日、出演団体へ贈呈する感謝状。筆耕含む。
・大会解説書：大会当日、来場者に配布する、大会概要の解説書。
・大会記録集：大会後、関係者に配布する、大会記録集。
③発送業務　（宛先及び納品期限等の詳細は別紙３参照）
・印刷物を指定する場所に、期日に間に合うように発送すること。

（５）その他　実施に必要な業務
①連絡調整
・事務局（甲）、柿安シティホールとの連絡調整、事前打ち合わせ。
※出演団体との連絡調整は、甲が各府県・市担当を通じて行う。
②発注管理
・資機材・スタッフ等人員の発注管理。司会者等、出演料の支払いまで、乙がすべて行うこと。
③前当日現場管理
・リハーサル及び当日の現場管理、機材・照明のセッティング保守。
来場者や出演団体等の安全確保のために万全の措置を講ずること。
また、進行に必要なスタッフを配置すること。
④舞台打ち合わせ及びリハーサル
・円滑な運営のため、柿安シティホール会場にて事前に甲、乙で打ち合わせを行う。
・第１回
〇日時：令和８年８月１９日・２０日（予定）
〇参加者：各出演府県・市担当者、文化庁調査官

○内容：各出演団体の内容及びステージの確認、調整
（必要機材、演技の内容、時間、ステージの配置等）

・第２回

○日時：大会前日（１０月３１日）及び当日（１１月１日）の午前

○参加者：舞台監督及び舞台スタッフ、映像記録担当者、司会者、出演団体、各出演府県・市担当者、文化庁調査官

内容　演技内容の確認、リハーサル、最終確認
（機材・照明のセッティング及びチェック、演技の内容、ステージの配置、インタビュー等）

⑤業務実績報告書等の提出

実施後、契約期間満了日までに以下の成果品を提出すること。

・業務実績報告書　紙媒体２部
※民俗芸能大会の概要及び周知・広報の実績、企画内容の課題や改善案等、所要経費及び根拠書類

・業務実績報告書データを入れた電子記憶媒体１部（ワード、エクセル又はPDFデータ）

・ポスター、チラシ等、別紙３で示したもの

・その他、甲が指示するもの

６　業務進行に伴う条件等

・打合せについて

乙は、甲が求める随時の打合せに対し、速やかに応じられる体制を整え、業務管理責任者または代理のものが必ず同席すること。

７　契約上限額

税込6,331,600円以内で企画提案を行うものとする。

※企画、運営、設営等にかかる費用や賃借料、需用費等についてはすべて委託料に含む。

８　変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、甲と協議のうえ、その取扱いを決定する。

９　その他

（１）業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を甲と協議しながら進め

るものとし、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

甲は、必要に応じ、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

（２）業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、乙は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

（３）再委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。再委託を認めた場合、乙が再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。

（４）資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類について、受注者は、パワーポイント・Word・Excel 形式など、甲において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

（５）遵守すべき法令等

ア　乙は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年８月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。

イ　乙は､個人情報の保護に関する法律(平成 15 年５月 30 日法律第 57 号)及び乙が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ　乙は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第７条第２項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

エ　乙は、その他関係法令を遵守すること。

オ　上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用す

るものとし、この契約に関する訴訟及び調停については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（６）著作権等

ア　本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、甲に帰属するものとする。

イ　成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって甲に譲渡されるものとする。

ウ　上記イの規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が乙以外の第三者に帰属している場合は、乙は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、甲に譲渡するものとする。

エ　成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が乙に留保されている著作物については、甲が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において甲及び甲が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。

オ　成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、乙は、甲が成果品を利用するために必要な範囲において甲及び甲が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ　甲は著作権法第 20 条第２項第号又は第４号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

キ　乙は、上記イ又はウに基づき甲に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

ク　前項の著作者人格権の不行使は、甲が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ　本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ　乙が乙の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により甲に届けるものとし、甲は甲の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

サ　甲に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、甲が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称

して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして甲に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、甲から乙へ処理の要請があった場合、乙は甲に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、乙は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、甲は当該第三者との紛争を乙が処理するために必要な権限を乙に委任するとともに、必要な協力を乙に行うものとする。

シ　前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、甲・乙協議の上、乙は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

（ア）成果品を侵害のないものに改変すること。

（イ）甲が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス　上記サ及びシの規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

（７）留意事項

ア　「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

（ア）断固として不当介入を拒否すること。

（イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

（ウ）甲に報告すること。

（エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、甲と協議を行うこと。

イ　乙がアの(ｲ)又は(ｳ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第７条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

ウ　甲は、乙が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第３条又は第４条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

エ　個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第 176 条、第 180 条及び第 184 条により委託を受けた事務に従事して

いる者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

オ　この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間の保存が必要である。

カ　その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

１０　連絡先（担当部局）

〒514－8570　三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局　社会教育・文化財保護課　有形・民俗文化財班

担当　中村・鐸木（すずき）

ＴＥＬ　059-224-2999

ＦＡＸ　059-224-3023

Ｅ-mail shabun@pref.mie.lg.jp

（別紙１）　表１　近畿・東海・北陸ブロック 12 府県および県内関係機関

府県名	担当部署	出演有無
富山県	富山県教育委員会　生涯学習・文化財課	
石川県	石川県教育委員会事務局　文化財課	○
福井県	福井県教育庁　生涯学習・文化財課	
岐阜県	岐阜県観光文化スポーツ部　文化伝承課	
愛知県	愛知県県民文化局　文化芸術課　文化財室	○
滋賀県	滋賀県観光文化スポーツ部　文化財保護課	○
京都府	京都府教育庁指導部　文化財保護課	
兵庫県	兵庫県教育委員会事務局 文化財課	
大阪府	大阪府教育庁 文化財保護課	○
奈良県	奈良県地域創造部 文化財課	
和歌山県	和歌山県教育庁　生涯学習局文化遺産課	○
三重県	三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課	
三重県内	桑名市産業振興部　観光課　文化振興係	○
三重県内	鈴鹿市文化スポーツ部　文化財課	○
三重県内	伊勢市情報戦略局　文化政策課	○

表２　出演団体（予定）

府県名	民俗芸能	三重県内	民俗芸能
石川県	神子原の獅子舞	桑名市	桑名の伊勢大神楽
愛知県	大森検藤流棒の手	鈴鹿市	伊奈冨神社の獅子神楽
滋賀県	近江のケンケト祭り長刀振り	伊勢市	御頭神事
大阪府	原田神社獅子神事祭		
和歌山県	古座獅子舞		

（別紙２）

第６８回近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会 三重大会　日程（案）

令和８年１０月３１日（土）		
時間	内容等	参加者等
9:00 ～ 11:30	会場入り（三重県） 会場設営	三重県、桑名市担当
11:30	実行委員会	文化庁調査官、関係１２府県担当、桑名市担当
13:00 ～ 17:00	リハーサル及び打合せ	出演団体①
		出演団体②
		出演団体③
		出演団体④
		出演団体⑤
		開会式・感謝状贈呈式舞台確認

令和８年１１月１日（日）		
時間	内容等	参加者等
8:45	会場入り	文化庁調査官、関係１２府県担当、桑名市担当
9:00 ～ 11:00	全体打合せ リハーサル及び打合せ	文化庁調査官、関係１２府県担当、桑名市担当
		出演団体⑥
		出演団体⑦
		出演団体⑧
		開会式・感謝状贈呈式リハーサル
11:15	開場準備	関係１２府県担当、桑名市担当
12:00	開場	関係１２府県担当、桑名市担当
12:30 ～ 13:00	開会式、挨拶、感謝状贈呈式	①三重県教育委員会教育長
		②桑名市長
		③文化庁調査官
		出演団体各代表
13:00 ～ 14:30	演技公開（出演４団体、90 分間）	出演団体①
		出演団体②
		出演団体③
		出演団体④
	休憩　10 分	
14:40 ～ 16:20	演技公開（出演４団体、100 分間） 16:20 終演	出演団体⑤
		出演団体⑥
		出演団体⑦
		出演団体⑧
16:20 ～ 17:00	客出し、会場撤収	関係１２府県担当、桑名市担当

（別紙３）　【提出物　成果品一覧】

	規格等	部数	納品期限	納品先
・運営マニュアル	・紙ベース	3	10月16日（金）	甲（三重県教育委員会）
	・デジタルデータ（DVD）	1		
・進行台本	・紙ベース	3	10月16日（金）	甲（三重県教育委員会）
	・デジタルデータ（DVD）	1		
・大ホール　タイトル看板 「第６８回近畿・東海・北陸ブロック 民俗芸能大会 三重大会」	・W 9,000mm×H900mm程度 ・木製・経師貼り ・吊り	1	10月31日（土）	柿安シティホール
・柿安シティホール入口案内看板 「第６８回近畿・東海・北陸ブロック 民俗芸能大会 三重大会」	・W 900mm×H1,800mm程度 ・木製・経師貼り ・自立式	1	10月31日（土）	柿安シティホール
・映像記録	・関係者配付用　大会映像記録デジタルデータ （DVDビデオおよびmp4ファイル）	200	令和９年２月12日（金）	・県内県外関係機関１００箇所程度に発送 ・発送先リストは甲が提示。 ・大会解説書・大会記録集・大会映像記録DVDをセット
	・実績報告用　大会映像記録デジタルデータ （DVDビデオおよびmp4ファイル）	1	令和９年３月５日（金）	甲（三重県教育委員会）
・写真記録	・実績報告用　大会写真記録デジタルデータ ・舞台演技等本番の様子及び集合記念写真 （JPEGをDVDに）	1	令和９年３月５日（金）	甲（三重県教育委員会）
	・出演団体の集合記念写真 ・１団体につき１枚を４Ｌ判に印刷 （大会名・会場・日付の印字を含む。）	8	11月27日（金）	甲（三重県教育委員会）
・ポスター	・Ａ１版　片面　カラー印刷 ・案内地図等を含むレイアウトをデジタルデータで作成すること。 ・写真は甲からデジタルデータで提供するものを使用すること。 ・チラシと同様のデザインとすること。 （文字情報は、若干異なることがある。） ・八ツ折りで納品すること。 （三重県教育委員会納品分以外） ・校正は、３回程度行う。	1,100	９月11日（金）	・発送分以外は甲へ納品 ・県内・県外関係機関２５０箇所程度に発送 ・発送先リストは甲が提示 ・ポスター・チラシをセット
	・実績報告用　印刷原稿デジタルデータ（DVD）	1	令和９年３月５日（金）	甲（三重県教育委員会）
・チラシ	・Ａ４版　両面　表面：カラー印刷 裏面：1色印刷 ・案内地図等を含むレイアウトをデジタルデータで作成すること。 ・写真は甲からデジタルデータで提供するものを使用すること。 ・ポスターと同様のデザインとすること。 （文字情報は、若干異なることがある。） ・校正は、３回程度行う。	18,000	９月11日（金）	・発送分以外は甲へ納品 ・県内・県外関係機関２５０箇所程度に発送 ・発送先リストは甲が提示 ・ポスター・チラシをセット
	・実績報告用　印刷原稿デジタルデータ（DVD）	1	令和９年３月５日（金）	甲（三重県教育委員会）
・招待状	・招待状：ハガキサイズ（片面） 本ケント　２つ折りカード ・封筒：洋２　ケント ・１色印刷 ・レイアウトをデジタルデータで作成すること。 ・招待状送付用の封筒（差出人を印刷）を招待状と同数作成すること。 ・校正は、２回程度行う。	150	９月11日（金）	・発送分以外は甲へ納品 ・県内１５０箇所程度に発送 ・発送先リストは甲が提示
	・実績報告用　印刷原稿デジタルデータ（DVD）	1	令和９年３月５日（金）	甲（三重県教育委員会）
・感謝状	・Ａ３　三重県県章「み」入りの賞状 ・筆耕含む。 ・本文原稿及び用紙は、甲が提供する。	8	10月23日（金）	甲（三重県教育委員会）
・大会解説書	・Ａ４版　４頁　両面カラー印刷 （Ａ３二つ折り） ・案内地図等を含むレイアウトをデジタルデータで作成すること。 ・写真は甲からデジタルデータで提供するものを使用すること。 ・校正は、３回程度行う。	1,200	10月23日（金）	・発送分以外は甲へ納品 ・大会前：甲（三重県教育委員会） ・大会後：県内県外関係機関１００箇所程度に発送 ・発送先リストは甲が提示。 ・大会解説書・大会記録集・大会記録DVDをセット
	・実績報告用　印刷原稿デジタルデータ（DVD）	1	令和９年３月５日（金）	甲（三重県教育委員会）
・大会記録集	・Ａ４版　４０頁程度　両面カラー印刷 無線綴じ ・案内地図等を含むレイアウトをデジタルデータで作成すること。 ・写真は主に乙が記録撮影したものを使用すること。 ・校正は、３回程度行う。	500	令和９年２月12日（金）	・発送分以外は甲へ納品 ・県内県外関係機関１００箇所程度に発送 ・発送先リストは甲が提示。 ・大会解説書・大会記録集・大会映像記録DVDをセット
	・実績報告用　印刷原稿デジタルデータ（DVD）	1	令和９年３月５日（金）	甲（三重県教育委員会）

※詳細は契約締結後に協議するものとする。